

令和5年3月17日時点

環境負荷低減事業活動実施計画の
申請に関するQ&A【農業者向け】

【Q1】

農業者が作成・提出する実施計画は、旧持続農業法（エコファーマー）の導入計画とどう違うのか。

【A1】

新しい実施計画では、一部、記載事項が追加されていますが、旧持続農業法（エコファーマー制度）の導入計画と内容が大きく変わるものではありません。記載例を参考に作成してください。

【Q2】

これまでの、土づくりの実施と化学肥料・化学農薬の低減に加えて、温室効果ガスの排出削減にも取り組まなければいけないのか。

【A2】

「土づくり、化学農薬・化学肥料の低減」と「温室効果ガスの排出削減」の両方に取り組む必要はなく、いずれかに取り組むことで認定を受けることができます。

【Q3】

実施計画の認定審査の考え方いかん。

【A3】

「富山県みどりの食料システム基本計画」に照らして、事業活動が適切なもの（目標、活動内容、実施体制等）であることが、基本的な認定要件になります。

【Q4】

化学農薬および化学肥料の使用低減の基準いかん。

【A4】

旧制度と同様、①化学農薬については1作あたりの使用回数、②化学肥料については1作あたりの投入窒素量または施肥量を、慣行基準よりも低減することが必要です。

「富山県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を参考に、化学農薬・化学肥料の使用低減に向けた取組みをご検討ください。

【Q5】

温室効果ガスの排出削減に取り組む場合、どのような基準に基づいて認定するのか。

【A5】

温室効果ガスの排出削減の取組は、二酸化炭素だけでなく、メタンや一酸化二窒素に関するものも含め、多様な取組が該当することから、「〇%削減」等の定量的な基準を定めることは困難と考えています。

このため、計画認定に当たっては、取組内容が適切かつ、燃油使用量の削減や取組面積等の目標が温室効果ガスの排出削減に寄与するかを確認し、判断します。

【Q6】

水稲で作付品種を富富富へ転換し、拡大していくことでも認定の対象になるのか。

【A6】

富富富は、コシヒカリと比べ、化学肥料・化学農薬の低減が期待できる品種であり、富富富へ転換し、拡大する事業活動は、対象になると考えます。

【Q7】

有機農業は、環境負荷低減事業活動として申請できますか。

【A7】

土づくり及び化学肥料・農薬低減の取り組みには、有機農業を含めて申請が可能です。

【Q8】

有機JASを既已取得している有機農業者が作成する実施計画は、どのようなものとなりますか。

【A8】

慣行栽培を行っているほ場をさらに有機栽培に転換するなど、有機農業の取組面積を拡大することなどを想定しています。

【Q9】

実施計画の認定を受けなければ、「有機」を名乗れなくなるのですか。

【A9】

本制度の認定を受けないと「有機」を名乗れなくなるというものではありません。

なお、有機農産物等の表示については、従来どおり、JAS法に基づく手続きが必要となりますのでご注意ください。

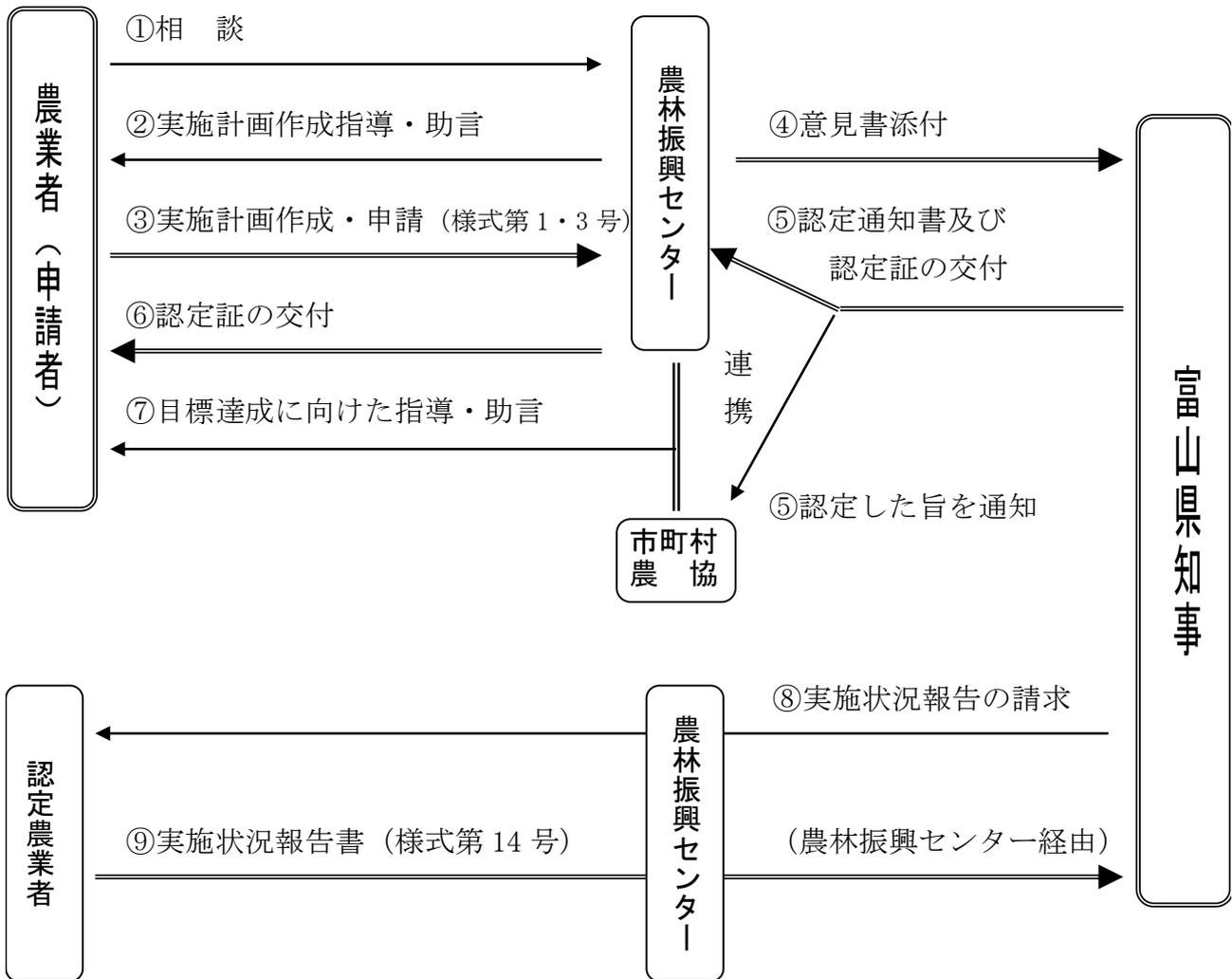
【Q10】

申請から認定までの流れはどうなりますか。

【A10】

旧制度と同様で、以下のフローとなります。申請を希望される場合は、最寄りの農林振興センターにご相談の上、申請書類（実施計画等）の提出をお願いします。

提出いただいた申請書類を県で審査を行い、適切な実施計画に対して、認定通知書（認定証）を発行する流れになります。



【Q11】

実施計画の申請は、団体で一括申請することができますか。

【A11】

農協等の団体が、複数の農業者を取りまとめて一括で申請することは可能です。また、集落営農組織などの農業者を構成員とする組織でも申請主体になることができます。

【Q12】

令和5年度の申請スケジュールはどうなるのですか。

【A12】

令和5年3月20日から、認定申請の受付を予定しています。認定申請を希望される場合は、最寄りの農林振興センターにお問い合わせください。

なお、令和5年内に、本認定制度に係る税制特例（みどり投資促進税制）の活用を希望される場合には、早めにご相談いただき、申請手続きをお願いします。

【Q13】

新しい認定制度でもエコファーマーの愛称を使用できますか。

【A13】

「富山県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づく生産方式を導入し、「土づくり及び化学肥料・化学農薬の低減を行う取組」で実施計画の認定を受けた農業者について、エコファーマーの愛称を使用することができます。

【Q14】

エコファーマーマークの取り扱いはどうなるのですか。

【A14】

新しい認定制度において、「エコファーマーマーク」を使用できるのは、「富山県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づく生産方式を導入し、「土づくり及び化学肥料・化学農薬の低減を行う取組」で実施計画の認定を受けた農業者（認定を受けた品目）になります。

「エコファーマーマーク」の使用を希望する場合は、実施計画の認定申請と併せて、エコファーマーマークの使用届出書の手続きをお願いします。

～その他質問等は、農業技術課エコ農業推進係(TEL:076-444-8292)まで～